

医政総発 0412 第 2 号
医政看発 0412 第 6 号
平成 25 年 4 月 12 日

公益社団法人全日本病院協会会長 殿

厚生労働省医政局総務課長
(公印省略)
厚生労働省医政局看護課長
(公印省略)

緊急雇用創出事業の活用による医療分野の「雇用の質」の
向上のためのアドバイザー派遣事業について

医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、先の全国医政関係主管課長会議でもお知らせしたとおり、各都道府県知事あて「医療分野の「雇用の質」の向上のための取組について」(平成 25 年 2 月 8 日付け医政局長、医薬食品局長、労働基準局長、職業安定局長、雇用均等・児童家庭局長、保険局長連名通知) 第 1 の 4 で「地域の関係団体のアドバイザー配置に対する支援の一つとして、重点分野雇用創出事業を活用するなどの取組の実施についてご検討いただく」ことを各都道府県に求めているところです。

こうした中、当該通知を踏まえ、更に、各都道府県知事あてに、別添のとおり、緊急雇用創出事業の積極的な活用を検討するよう促す通知を発出しましたので、御了知の上、円滑な取組に向け、周知等の御協力方お願いいたします。

別添

医政総発 0412 第 1 号
医政看発 0412 第 5 号
平成 25 年 4 月 12 日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局総務課長
(公印省略)
厚生労働省医政局看護課長
(公印省略)

緊急雇用創出事業の活用による医療分野の「雇用の質」の
向上のためのアドバイザー派遣事業について

医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、緊急雇用創出事業として、各都道府県に基金を造成し、地域の実情や創意工夫に基づき、雇用の受け皿を創り出す事業を行っており、このうち、医療分野については、「重点分野雇用創出事業」として特に重点的な事業実施を行っているところです(別紙1参照)。

こうした中、先の全国医政関係主管課長会議でもお知らせしたとおり、「医療分野の「雇用の質」の向上のための取組について」(平成25年2月8日付け医政局長、医薬食品局長、労働基準局長、職業安定局長、雇用均等・児童家庭局長、保険局長連名通知)第1の4で「地域の関係団体のアドバイザー配置に対する支援の一つとして、重点分野雇用創出事業を活用するなどの取組の実施についてご検討いただく」ことを求めているところです。当該通知を踏まえ、例えば下記のような事業の実施に向け、緊急雇用創出事業の積極的な活用について、御検討願います。

なお、基金事業や交付申請等の実務に係る詳細については担当の労働部局(別紙2参照)に御相談ください。

おって、本通知については職業安定局と協議済みである旨、念のため申し添えます。

記

1 事業概要

- 「雇用の質向上」に取り組む医療機関にアドバイザーを派遣し、当該医療機関のニーズに応じ、労働時間、休暇、安全衛生面、仕事と家庭の両立など医療機関の勤務環境改善に向けた取組に資するよう助言を行う。

(助言の一例)

勤務シフトの工夫、短時間正職員制度導入、医療クランク・看護補助者など補助職の導入、診療報酬のあり方、組織マネジメント、院内保育所や福利厚生施設などの基盤整備、PDCA サイクルに基づく勤務環境改善計画づくりや院内の関係者の連携体制づくり など

2 事業の実施方法

- 各都道府県が事業化した上で、必要に応じ、地域の医療関係の団体等に委託又は補助することにより実施すること。
- 事業の実施体制としては、
 - ・ 専門アドバイザー
 - ・ 専門アドバイザーの業務を補佐する事務補助職（主に失業者の活用を想定）でユニットを組んで実施すること。
- 専門アドバイザーの形態については、非常勤で雇用する形態、必要な都度、外部の専門職に委託するなどして確保する形態など、実情に応じて、柔軟な方策で対応すること。
- 専門アドバイザーの種類については、社会保険労務士、公認会計士、税理士、医師・看護師、薬剤師などの資格職はもとより、組織管理の専門家、公的補助制度に精通した者など、形式的な資格にとらわれず、都道府県の判断により、地域の医療機関のニーズに応じた専門性を有する職員を派遣できるようにすること。
- なお、補助要件に該当する限り、上記にとらわれず、柔軟な取扱いとすること。

3 留意点

- 事業実施に当たっては、都道府県単位の医師会、看護協会、病院団体や社会保険労務士会、（公社）日本医業経営コンサルタント協会支部などと連携し、適切な実施体制の構築を図ること。
- 事業実施に当たっては、都道府県労働局と連携を図り、医療労働専門相談員（同相談員非設置の労働局にあつては、働き方・休み方設定改善コンサルタント）との適切な役割分担と業務連携を図ること。
- 事業実施に当たっては、下記担当あてに実施状況等の情報をお知らせ願いたいこと。

厚生労働省医政局総務課

医療勤務環境改善推進室

電話：03-5253-1111（内線 2579, 4105）

担当：京増（kyoumasu-yuuji@mhlw.go.jp）

川寄（kawasaki-takayuki@mhlw.go.jp）



職 発 0 2 2 6 第 1 号

平成 2 5 年 2 月 2 6 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省職業安定局長

緊急雇用創出事業の拡充等に伴う「緊急雇用
創出事業実施要領」の一部改正について

緊急雇用創出事業の実施については、平成 2 4 年 1 2 月 5 日職発 1 2 0 5 第 3 号当職通知の別紙「緊急雇用創出事業実施要領」（以下「実施要領」という。）により行われているところであるが、本年 2 月 2 6 日に成立した補正予算において緊急雇用創出事業が拡充等されたことに伴い、実施要領を別紙のとおり改正し、本年 2 月 2 6 日から適用することとしたので、この取扱いに遺漏なきよう期せられたく、通知する。

緊急雇用創出事業実施要領

第1 趣旨

現下の雇用失業情勢に鑑み、緊急雇用創出事業臨時特例交付金（以下「交付金」という。）を都道府県に交付して基金を造成し、この基金を活用することにより、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出・提供する等の事業及び被災地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県内の災害救助法適用地域をいう。以下同じ。）の本格的な雇用復興を図るため、産業政策と一体となった雇用面での支援を行うとともに、生涯現役で年齢にかかわらず働き続けられる全員参加型・世代継承型の先導的な雇用復興を支援する事業（以下「基金事業」という。）を実施し、これらの者の生活の安定を図ることとする。

第2 事業主体

基金事業の事業主体は、都道府県とする。

第3 基金事業の内容

基金事業は、交付金により都道府県において造成された基金を活用して都道府県が行う次の事業とする。なお、基金事業には、次の事業に係る周知及び広報並びに基金の運営及び管理を含むものとする。

- (1) 失業者に対する短期の雇用・就業機会の創出・提供及び人材育成又は被災地域における安定的な雇用創出のために、民間企業、シルバー人材センター、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）、その他の法人又は法人以外の団体等（以下「民間企業等」という。）に対する委託により行う次のいずれかの事業（以下「委託事業」という。）
 - ① 失業者に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供する事業であって、②、④及び⑥以外のもの（以下「緊急雇用事業」という。）
 - ② 失業者に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供し、又は短期の雇用機会を提供した上で、地域のニーズに応じた人材育成を行う事業のうち、重点分野（介護、医療、農林水産、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用及びこれらの成長分野を支える基盤としての教育・研究の分野並びに各都道府県において当該地域の成長分野として設定された4分野をいう。以下同じ。）に係るものであって、③、④及び⑥以外のもの（以下「重点分野雇用創出事業」という。）
 - ③ 失業者に対する短期の雇用機会を提供した上で、地域のニーズに応じた人材育成を行う事業（以下「地域人材育成事業」という。）
 - ④ 東日本大震災等の影響による失業者（被災地域に所在する事業所を離職した失業者又は当該地域に居住していた求職者（以下「被災求職者」という。）若しくは平成23年3月11日以降に離職した失業者。ただし、平成25年

度以降新たに事業を開始する場合にあっては、被災求職者に限る。) に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供し、又は短期の雇用機会を提供した上で地域のニーズに応じた人材育成を行う事業であって、⑥以外のもの(以下「震災等緊急雇用対応事業」という。)

- ⑤ 被災地域において、被災求職者の安定的な雇用機会を創出すること及び地域で若者・女性・高齢者・障害者が活躍できる雇用機会を創出することを目的として、高齢者から若者への技能伝承、女性、障害者等の積極的な活用、地域に根ざした働き方など雇用面でのモデル性があり、将来的な事業の自立により雇用創出が期待される事業(以下「生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業」という。)
- ⑥ 失業者に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供し、又は短期の雇用機会を提供した上で、地域のニーズに応じた人材育成を行う事業であって、地域に根ざした事業の起業等に資する事業を実施することにより、失業者の雇用の継続が期待される事業(以下「起業支援型地域雇用創造事業」という。)
- (2) 失業者に対する短期の雇用・就業機会の創出・提供及び人材育成のために、自ら実施する(1)①から④までのいずれかの事業(以下「直接実施事業」という。)
- (3) 被災地域において、安定的な雇用機会を創出すること及び地域の中核となる産業や経済の活性化に資する雇用を創出することを目的とし、将来的に地域の雇用創出の中核となることが期待される事業の事業主が被災求職者を雇用する場合に、産業政策と一体となり、当該雇用に係る費用を事業主に助成する事業(以下「事業復興型雇用創出事業」という。)
- (4) 委託事業、直接実施事業及び事業復興型雇用創出事業を行う市町村(特別区、広域連合及び一部事務組合を含む。以下同じ。)に対して補助金を交付する事業(以下「市町村補助事業」という。)
- (5) 公共職業安定所(以下「安定所」という。)との連携により、求職者に対する生活・就労相談を行う事業
 - ① ②に該当しない事業(以下「生活・就労相談支援事業」という。)
 - ② パーソナル・サポート・サービスをモデル的に実施する事業(以下「パーソナル・サポート・モデル推進事業」という。)
- (6) (1)⑥の委託事業の実施のために新規に雇い入れた労働者を引き続き正規労働者として雇い入れた事業主に対する一時金の支給に関する事業(以下「一時金支給事業」という。)
- (7) 上記に附帯する事業
- (8) その他厚生労働大臣が定める事業

第4 基金事業の運営

1 基金の造成

基金は、別に定める「平成20年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付要綱」、「平成21年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付要綱」、「平成22年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付要綱」、「平成23年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付要綱」及び「平成24年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)に基づき、国からの交付金を受けて造成

するものとする。

2 基金の運用方法

基金の運用については、次の方法によるものとする。

- (1) 国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得
- (2) 金融機関への預金
- (3) 信託業務を営む銀行又は信託銀行への金銭信託（ただし、元本保証のあるものに限る。）

3 基金の果実

基金の運用によって生じた果実は、基金に繰り入れるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合には、基金に繰り入れることなく、第3に掲げる基金事業に要する経費に充てることができるものとする。

4 基金の取崩しの制限

基金（3により繰り入れられた果実を含む。）は、第3に掲げる基金事業を実施する場合を除き、これを取り崩してはならないものとする。

5 基金の残額の取扱い

都道府県は、基金事業の終了時において、基金に残額がある場合は別に定める手続に従い、これを国に納付するものとする。

6 基金事業の事業計画等

- (1) 都道府県は、交付金の交付申請時に緊急雇用創出事業計画書（緊急雇用創出事業の拡充に伴う追加事業分）（別紙様式第1号）を、各事業年度の開始前に緊急雇用創出事業計画書（別紙様式第2号）を作成し、都道府県労働局を經由して厚生労働大臣に提出し、その確認を受けるとともに、これを公表するものとする。
- (2) 都道府県は、前項の計画を変更しようとする場合には、あらかじめ緊急雇用創出事業計画変更書（別紙様式第3号）を作成し、都道府県労働局を經由して厚生労働大臣に提出し、その確認を受けるとともに、これを公表するものとする。
- (3) 都道府県は、基金造成時以降上下半期ごと（9、3月末）に、当該上下半期に終了した基金事業について、緊急雇用創出事業実績報告書（別紙様式第4号）を作成し、当該上下半期の末月の翌月20日（ただし、毎年度下半期にあっては出納整理期間末日が含まれる月の翌月20日。）までに、都道府県労働局を經由して厚生労働大臣に提出するとともに、これを公表するものとする。
- (4) 事業計画の策定及び事業の実施に当たっては、必要に応じて、関係者の意見を聴くとともに、事業に新規雇用（緊急雇用事業、重点分野雇用創出事業、震災等緊急雇用対応事業及び起業支援型地域雇用創造事業においては、雇用契約によらない新規の就業を含む。以下同じ。）した労働者が、当該事業における雇用・就業期間終了後において、安定した雇用につながるよう、生活・就労相談支援事業等を活用して、就業ニーズや適性に合った雇用就業機会を提供するとともに、安定した雇用に向けた再就職支援を行うものとする。

7 基金事業の担当窓口の明確化等

- (1) 都道府県は、基金事業に係る担当窓口を明確にし、基金事業を周知し、広報するとともに、各事業の委託や労働者の募集に関する問い合わせに対応するも

のとする。

(2) 都道府県は、都道府県労働局と必要な連携を図るものとする。

8 基金事業の中止又は廃止

(1) 都道府県は、基金事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ緊急雇用創出事業中止（廃止）承認申請書（別紙様式第5号）を作成し、都道府県労働局を経由して厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならないものとする。

(2) 厚生労働大臣は、(1)の承認をする場合において、必要に応じて、条件を付することができるものとする。

9 基金事業の事故の報告

都道府県は、基金事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに都道府県労働局を経由して厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

10 基金事業の終了等

(1) 基金事業の終了時期は、以下のとおりとする。

① 緊急雇用事業、生活・就労相談支援事業及びパーソナル・サポート・モデル推進事業

平成23年度末までとする。平成23年度末までに実施した事業に係る精算については、平成24年6月末まで延長することができる。

② 重点分野雇用創出事業

平成25年度末までとする。平成25年度末までに実施した事業に係る精算については、平成26年6月末まで延長することができる。

③ 地域人材育成事業

平成24年度末までとする。平成24年度末までに実施した事業に係る精算については、平成25年6月末まで延長することができる。

④ 震災等緊急雇用対応事業

平成24年度末（ただし、平成24年度までに開始した事業については、平成25年度末）までとする。平成25年度末までに実施した事業に係る精算については、平成26年6月末まで延長することができる。

ただし、被災地域については、平成25年度末（ただし、平成25年度までに開始した事業については、平成26年度末）までとする。平成26年度末までに実施した事業に係る精算については、平成27年6月末まで延長することができる。

⑤ 生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業及び事業復興型雇用創出事業（以下「雇用復興推進事業」という。）

生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業については、平成27年度末までとする。平成27年度末までに実施した事業に係る精算については、平成28年6月末まで延長することができる。

事業復興型雇用創出事業については、平成28年度末までとする。平成28年度末までに実施した事業に係る精算については、平成29年6月末まで延長することができる。

⑥ 起業支援型地域雇用創造事業

平成25年度末（ただし、平成25年度までに開始した事業については、

平成26年度末)までとする。平成26年度末までに実施した事業に係る精算については、平成27年6月末まで延長することができる。

- (2) 厚生労働大臣は、(1)に定める場合のほか、次に掲げる場合には、基金事業について終了又は変更を命ずることができるものとする。
 - ① 都道府県が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、交付要綱若しくはこの要領又はこれらに基づく厚生労働大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - ② 都道府県が、基金を基金事業以外の用途に使用した場合
 - ③ 都道府県が、基金の運営に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
 - ④ その他基金の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (3) 厚生労働大臣は、(2)の終了又は変更を命じた場合において、期限を付して、基金から支出した金額に相当する金額について、基金に充当することを命ずることができるものとする。
- (4) (3)の期限内に基金に充当がなされない場合には、厚生労働大臣は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利5.0%の割合で計算した延滞金の基金への充当を併せて命ずるものとする。
- (5) 基金事業の終了前において残余額の全部又は一部について事業の見込みがないなどの事実が生じた場合は、厚生労働大臣に報告し、その指示を受け、厚生労働大臣が指定する期日までに国庫に返還しなければならない。
- (6) 基金の解散後において、事業実施者等から基金への返還があった場合には、これを国庫に納付しなければならない。

11 基金事業の経理等

- (1) 都道府県は、基金事業経理について、第5による委託事業、第6による直接実施事業、第7による事業復興型雇用創出事業、第8による一時金支給事業、第10による市町村補助事業、第11による生活・就労相談支援事業及び第12によるパーソナル・サポート・モデル推進事業並びに平成23年度第3次補正予算において措置された震災等緊急雇用対応事業、生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業及び事業復興型雇用創出事業（以下「第3次補正予算交付分事業」という。）、平成24年度補正予算において措置された震災等緊急雇用対応事業の運営に係る経費ごとに会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、基金の用途を明らかにしておかなければならないものとする。また、都道府県は、第3次補正予算交付分事業及び平成24年度補正予算交付分の震災等緊急雇用対応事業とその他の事業との間において、配分の変更をしてはならない。
- (2) 都道府県は、(1)の経理を行う場合、その支出の内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに基金事業の完了した日（8の(1)による基金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合及び10の(2)による基金事業の終了を命じられた場合を含む。）の属する会計年度の終了後5年間、厚生労働大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなけれ

ばならないものとする。

12 基金事業の検査等

- (1) 厚生労働大臣は、基金事業の適正を期するため必要があるときは、都道府県に対し報告を求め、又は厚生労働省職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。
- (2) 厚生労働大臣は、(1)の調査により、適正化法、適正化法施行令、交付要綱及びこの要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、都道府県に対し、適合させるための措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

13 各種助成金との併給調整

委託事業を行う事業主に対する委託費の支給事由又は事業復興型雇用創出事業の対象となる事業主に対する当該事業による助成金の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる各種助成金のうち国が実施するもの（国が他の団体等に委託して実施するものを含む。）との併給はできないものとする。

なお、委託事業を行う事業主に対する委託費の支給事由と同一の事由により、事業復興型雇用創出事業による助成金を併給して支払うことはできないものとする。

第5 委託事業

1 委託事業

(1) 対象となる事業

① 緊急雇用事業及び重点分野雇用創出事業

ア 都道府県が企画した新たな事業であること（既存事業（実質的にそのように判断されるものを含む。）の振替でないこと。）。ただし、重点分野雇用創出事業（未就職卒業者を対象とする事業を除く。）については、重点分野に該当する事業であること。

イ 建設・土木事業でないこと。

ウ 雇用・就業機会を創出する効果が高い事業であること。

エ 地域内にニーズがあり、離職した非正規労働者、中高年齢者、未就職卒業者等の失業者の次の雇用までの短期の雇用・就業機会にふさわしい事業、又は、失業者を雇用した上で、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業であること。

② 地域人材育成事業

ア 都道府県が企画した新たな事業であること（既存事業（実質的にそのように判断されるものを含む。）の振替でないこと。）。

イ 重点分野に該当する事業であること（ただし、未就職卒業者を対象とする事業である場合は、この限りでない。）。

ウ 建設・土木事業でないこと。

エ 離職した非正規労働者、中高年齢者、未就職卒業者等の失業者を新たに雇用した上で、当該労働者に対し、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業であること。

オ 事業実施主体は、新たに雇用した失業者に対し、職場での実務経験を積むOJTや職場外で講義等の研修を受講するOFF-JTなどの方法の組み合わせによる人材育成計画を策定し、これに基づき人材育成を行うものであること。

③ 震災等緊急雇用対応事業

ア 都道府県が企画した新たな事業であること（既存事業（実質的にそのように判断されるものを含む。）の振替でないこと。）。

イ 建設・土木事業でないこと。

ウ 東日本大震災等の影響による失業者の次の雇用までの短期の雇用・就業機会にふさわしい事業、又は、東日本大震災等の影響による失業者を雇用した上で、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業であること。

④ 生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業

ア 都道府県が企画した新たな事業であること（既存事業（実質的にそのように判断されるものを含む。）の振替でないこと。）。

イ 建設・土木事業でないこと。

ウ 被災求職者の安定的な雇用機会を創出する事業であって、雇用面でのモデル性があり、将来的な事業の自立による雇用創出が期待される事業であること。

エ 雇用面でのモデル性については、以下を目安として、都道府県が総合的に判断すること。

（ア）事業内容が地域の特性を活かしたものであり、若者・女性・高齢者・障害者のそれぞれの能力や経験を活かせるものとなっているか。

（イ）若者・女性・高齢者・障害者を多数雇用しているか。

（ウ）若者・女性・高齢者・障害者が働きやすい環境となっているか（在宅勤務、短時間労働、ユニバーサルデザイン、ジョブコーチの配置、能力開発等）。

⑤ 起業支援型地域雇用創造事業

ア 都道府県が企画した新たな事業であること（既存事業（実質的にそのように判断されるものを含む。）の振替でないこと。）。

イ 建設・土木事業でないこと。

ウ 地域の産業・雇用振興策に沿って、地域に根ざした事業の起業等に資する事業を委託することにより、失業者の雇用の継続が期待される事業としてふさわしい事業であること。

エ 起業後10年以内の民間企業等であって、本社が起業時と同一都道府県内に所在する企業に委託して実施するものであること。

オ 委託先の選定に当たり、有識者の意見を聴取した事業であること。

(2) 新規雇用する労働者

① 労働者の募集

新規雇用する予定の労働者の募集に当たっては、安定所への求人申込みのほか、文書による募集、直接募集等においても募集の公開を図るものであること。

② 労働者の雇用・就業期間

ア 緊急雇用事業

新規雇用する労働者の雇用・就業期間は6か月以内とし、1回に限り更新を可能とすること。

ただし、新規雇用する労働者が被災求職者である場合には、2回以上の更新を可能とすること。

イ 重点分野雇用創出事業

新規雇用する労働者の雇用・就業期間は1年以内とし、更新は不可とすること。

ただし、若年者（40歳未満の者をいう。以下同じ。）の雇用機会の確保を目的として実施する事業（平成22年度に開始したものに限り。）である場合は、1回に限り更新を可能とすること。

また、新規雇用する労働者の雇用・就業期間が6か月以内である場合には、1回に限り更新を可能とすること。

上記にかかわらず、新規雇用する労働者が被災求職者である場合は、2回以上の更新を可能とすること。

ウ 地域人材育成事業

新規雇用する労働者の雇用期間は1年以内とし、更新は不可とすること。

ただし、介護福祉士の資格取得を目指すことを目的とする事業及び若年者の雇用機会の確保を目的として実施する事業（平成22年度に開始したものに限り。）については、1回に限り更新を可能とすること。また、新規雇用する労働者の雇用期間が6か月以内である場合には、1回に限り更新を可能とすること。

上記にかかわらず、新規雇用する労働者が被災求職者である場合は、2回以上の更新を可能とすること。

エ 震災等緊急雇用対応事業

新規雇用する労働者の雇用期間は1年以内とし、更新は不可とすること。

ただし、新規雇用する労働者の雇用・就業期間が6か月以内である場合には、1回に限り更新を可能とすること。

上記にかかわらず、新規雇用する労働者が被災求職者である場合は、2回以上の更新を可能とすること。

なお、被災求職者を優先的に雇用すること。

オ 生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業

新規雇用する労働者の雇用期間は1年以上とし、更新を可能とすること。

カ 起業支援型地域雇用創造事業

新規雇用する労働者の雇用期間は1年以内とし、更新は不可とすること。

ただし、新規雇用する労働者の雇用・就業期間が6か月以内である場合には、1回に限り更新を可能とすること。

上記にかかわらず、新規雇用する労働者が被災求職者である場合は、2回以上の更新を可能とすること。

③ 失業者であることの確認

労働者を新規雇用する際に、本人に失業者であるか否かの確認を行うもの

であること。

なお、確認方法については、雇用保険受給資格者証、廃業届、履歴書、職務経歴書、その他失業者であることを証明できるものの提示を求めること等によることとする。

2 事業委託の対象者

事業委託の対象者は、民間企業、シルバー人材センター、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって委託事業を的確に遂行するに足る能力を有するものとする。

ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体は、事業委託の対象者とはしないものとする。

3 委託契約等

都道府県における委託事業に係る委託契約の際には、各都道府県の財務規則等に基づく競争性のある手続を原則とするが、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等については、例外的に随意契約に準じた手続によるものとし、各都道府県の財務規則等に基づき、契約するものとする。

また、基金事業について請負契約を締結し、請負先を一般競争入札又は指名競争入札により決定する場合は、低入札価格制度、最低制限価格制度を適宜利用するものとする。

なお、委託契約等には、当該都道府県において規定する事項のほか、次の事項を含めなければならないものとする。

- (1) 委託事業の予定期間及び終了予定期日
- (2) 予定される事業費及び人件費
- (3) 事業に従事する予定の全労働者数及びそのうち新規雇用する予定の失業者の数
- (4) 事業で新規雇用する予定の労働者の雇用・就業期間
- (5) 事業で新規雇用する予定の労働者の募集方法
- (6) 受託者は、労働者を新規雇用する際に、本人が1の(2)の③の範囲に該当することについて、確認するものであること。
- (7) 委託者は、受託者が事業の実施に当たり1に反した場合には、委託契約額の一部又は全部を返還させる権利を有するものであること。
- (8) 事業が終了した場合は、前記(1)から(5)までの事項を内容に含む実績報告を作成し、都道府県に提出しなければならないこと。
- (9) (8)により委託契約額を確定した結果、概算払いにより受託者に交付した委託費に残額が生じたとき、又は、委託費により発生した収入があるときは、委託者は受託者に対し、返還を命じなければならないこと。

なお、生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業及び起業支援型地域雇用創造事業の委託事業に係る契約期間終了時点において、次の要件を満たす場合、受託者は、委託費により発生した収入の返還を要しないこと。

- ① 受託者が、自助努力により、委託事業に係る契約期間終了後も事業を継続すること。
- ② 受託者が、委託事業において雇用した労働者のうち、その1/2以上を委託事業に係る契約期間終了後も継続して雇用すること。

第6 直接実施事業

基金事業の対象となる直接実施事業は、第5の1(1)①から③に該当する事業(地域社会雇用分野の事業を除く。)であること。

第7 事業復興型雇用創出事業

「事業復興型雇用創出事業」は、この要領に定めるもののほか、別途職業安定局長の定める「事業復興型雇用創出事業実施要領」によることとする。

第8 一時金支給事業

起業支援型地域雇用創造事業に係る「一時金支給事業」は、この要領に定めるもののほか、別途職業安定局長の定める「起業支援型地域雇用創造事業に係る一時金支給要領」によることとする。

第9 事業の上積み

都道府県は、第5、第6、第7及び第8の規定により事業を実施するとともに、併せて、自らの財源により、事業の上積みができるものとする。

第10 市町村補助事業

都道府県は、市町村が第5、第6及び第7の規定により事業を実施する場合において、基金を財源として市町村に補助金(補助率10/10)を交付することができるものとし、第5、第6、第7及び第9に掲げる条件を付さなければならないものとする。

この場合において、第5、第6、第7及び第9中「都道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

なお、補助事業には、事業に係る周知及び広報並びに事業の運営を含むものとする。

第11 生活・就労相談支援事業

1 事業の内容

基金事業の対象となる生活・就労相談支援事業は、以下のいずれにも該当するものとする。

- (1) 求職者に対する総合的な就業・生活支援の拠点となる施設(以下「求職者総合支援センター」という。)を設置し、第5、第6及び第10の事業に従事する労働者その他求職者を対象に、住居の確保や各種生活支援策の利用などの生活上の問題や、将来の安定的な職業への就職に向けた能力開発に関すること等に関する生活・就労相談を実施すること。
- (2) 求職者総合支援センターの施設において、国が行う職業相談・職業紹介等の業務との一体的な実施を図ること。
- (3) 基金事業の実施に伴って実施する新たな事業であって、既存の類似の事業(平成20年12月1日以降に開始したものを除く。)の振替でないこと。

2 事業の委託

都道府県は、生活・就労相談支援事業の実施に当たり、その一部又は全部を、民間企業その他の法人又は法人以外の団体等であって同事業を適確に遂行するに足りる能力を有するもの（ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体を除く。）に委託することができるものとする。

また、その場合における委託契約は、各都道府県の財務規則等に基づいて行うものとする。

3 政令指定都市又は中核市等に対する補助

都道府県は、都道府県労働局と協議の上、適当と認められる場合には、生活・就労相談支援事業の全部又は一部について、自ら実施することに代えて、基金を財源として、上記1及び2の規定により事業を実施する政令指定都市又は中核市等に対して補助金（補助率10/10）を交付することができるものとし、その際、上記1、2に掲げる条件を付さなければならないものとする。

この場合において、上記2中「都道府県」とあるのは「政令指定都市又は中核市等」と読み替えるものとする。

第12 パーソナル・サポート・モデル推進事業

厚生労働省職業安定局長の指定する都道府県の行う「パーソナル・サポート・モデル推進事業」は、別途職業安定局長の定める「パーソナル・サポート・モデルプロジェクト事業実施要領」によることとする。

第13 事業計画全体としての要件等

- 1 第4の6に規定する緊急雇用創出事業計画書（変更があった場合は変更後の事業計画書）において、緊急雇用事業計画書（変更があった場合は変更後の事業計画書）、重点分野雇用創出事業計画書（変更があった場合は変更後の事業計画書）、地域人材育成事業計画書（変更があった場合は変更後の事業計画書）、震災等緊急雇用対応事業計画書（変更があった場合は変更後の事業計画書）、生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業計画書（変更があった場合は変更後の事業計画書）及び起業支援型地域雇用創造事業計画書（変更があった場合は変更後の事業計画書）に盛り込まれた第5、第6、第8及び第10（事業復興型雇用創出事業を除く。）の規定により実施する事業について、年度ごとのそれぞれの事業計画全体（重点分野雇用創出事業計画書、地域人材育成事業計画書、震災等緊急雇用対応事業計画書については、合算することとする。）として、事業費に占める新規雇用する失業者に向けられる人件費の割合が2分の1以上であることを要件とする。

なお、当該要件は、都道府県が作成する年度ごとのそれぞれの事業計画全体として判断されるものであり、個々の事業については、本事業の趣旨を踏まえ、効果的な運用に努める必要がある。地域人材育成事業（介護分野の事業を除く。）については、個々の事業について、新規雇用する失業者の人件費以外の事業費のうち、研修に係る費用の割合を5分の3以上とすることを基本とする。

また、基金事業における人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定するものとする。

- 2 事業計画の策定や事業の実施に際しては、離職した非正規労働者や中高年齢者、未就職卒業者、障害者、日系人、被災求職者その他就職が困難な者等特に各地域において支援が必要となる者の状況も踏まえ、こうした者に対し、雇用・就業機会が提供されるよう配慮すること。また、特定の失業者のみを対象者とした事業や教員等公務員の退職者対策のための事業とならないようにすること。

なお、新規雇用する労働者に関しては、第5、第6及び第10（事業復興型雇用創出事業を除く。）の規定により実施する複数の事業に同一の者が重ねて就く場合は、通算した雇用・就業期間が1年以内となるよう留意すること（介護分野以外の事業に従事していた者が介護分野の事業に従事する場合、起業支援型地域雇用創造事業に従事する場合及び被災求職者を雇用する場合を除く。）。

第14 基金事業の実績報告

- 1 都道府県は、基金事業が終了したとき又は平成28年度末を経過したときは、その日（ただし、当該事業費の支出を出納整理期間に行うものである場合には、出納整理期間末日。）から1か月以内に緊急雇用創出事業実績報告書（別紙様式第6号）を作成し、都道府県労働局を經由して厚生労働大臣に提出しなければならないものとする。
- 2 厚生労働大臣は、前項の実績報告を受けた場合には、その書類の内容を審査し、必要があるときは、都道府県に対して報告を求め、又は厚生労働省職員に事業場に立ち入り、帳簿類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させ、その報告に係る基金事業が適正に行われたかどうかを調査することができるものとする。
- 3 厚生労働大臣は、前項の調査により、適正化法、適正化法施行令、交付要綱及びこの要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、都道府県に対して適合させるための措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

第15 財産の取得制限

地方公共団体が基金事業を実施する場合に必要となり取得する財産（委託事業の委託先が委託事業を実施する場合に取得する財産を含む。）は、取得価格又は効用の増加価格が50万円未満のものとし、50万円以上の財産の取得は認めないものとする。ただし、生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業において、当該事業で新規雇用された高齢者や障害者等が使用する備品であって、ユニバーサルデザインのものについては、100万円未満とする。

第16 その他

- 1 平成20年12月1日以降に開始された基金事業について、基金を活用できるものであること。
- 2 この要領に定める事項について、必要が生じた場合に厚生労働省職業安定局長が必要な変更を施すものとする。
- 3 この要領に定めるもののほか、基金事業に必要な事項は、厚生労働省職業安定局長が定めるものとする。

(平成25年4月1日現在)

都道府県名	基金事業担当主管課室	電話番号
1 北海道	雇用労働課 交付金事業グループ	011(204)5348
2 青森県	商工労働部 労政・能力開発課	017(734)9401
3 岩手県	商工労働観光部 雇用対策・労働室	019(629)5591
4 宮城県	経済商工観光部 雇用対策課 雇用創出班	022(211)2779
5 秋田県	産業労働部 雇用労働政策課	018(860)2332
6 山形県	商工労働観光部 雇用対策課	023(630)2377
7 福島県	商工労働部 雇用労働課	024(521)7290
8 茨城県	労働政策課 雇用促進対策室	029(301)3645
9 栃木県	産業労働観光部 労働政策課	028(623)3224
10 群馬県	産業経済部 労働政策課	027(226)3407
11 埼玉県	産業労働部 就業支援課	048(830)4534
12 千葉県	商工労働部 雇用労働課 労働政策室	043(223)2767
13 東京都	産業労働局 雇用就業部 就業推進課	03(5320)4628
14 神奈川県	産業労働局 労働部 雇用対策課	045(210)5863
15 新潟県	産業労働観光部 労政雇用課	025(280)5270
16 富山県	商工労働部 労働雇用課	076(444)8897
17 石川県	労働企画課 緊急雇用対策室	076(225)1532
18 福井県	産業労働部 労働政策課	0776(20)0390
19 山梨県	産業労働部 労政雇用課	055(223)1562
20 長野県	商工労働部 労働雇用課	026(235)7201
21 岐阜県	商工労働部 労働雇用課	058(272)8397
22 静岡県	経済産業部 就業支援局 雇用推進課	054(221)2825
23 愛知県	産業労働部 労政担当局 就業推進課	052(954)6374
24 三重県	雇用経済部 雇用対策課	059(224)2461
25 滋賀県	労働雇用政策課 就業支援室	077(528)3758
26 京都府	商工労働観光部 緊急経済・雇用対策課	075(414)4871
27 大阪府	商工労働部 雇用推進室 労政課	06(6210)9516
28 兵庫県	産業労働部 政策労働局 しごと支援課	078(362)9168
29 奈良県	産業・雇用振興部 雇用労働課	0742(27)8832
30 和歌山県	商工観光労働部 労働政策課	073(441)2793
31 鳥取県	雇用人材総室 雇用就業支援室	0857(26)7693
32 島根県	商工労働部 雇用政策課	0852(22)6562
33 岡山県	産業労働部 労働雇用政策課	086(226)7391
34 広島県	商工労働局 雇用基金特別対策プロジェクト・チーム	082(513)3340
35 山口県	商工労働部 労働政策課	083(933)3254
36 徳島県	商工労働部 労働雇用課	088(621)2345
37 香川県	商工労働部 労働政策課	087(832)3366
38 愛媛県	労政雇用課 雇用対策室	089(912)2505
39 高知県	商工労働部 雇用労働政策課 雇用対策室	088(823)9764
40 福岡県	福祉労働部 労働局 労働政策課	092(643)3585
41 佐賀県	農林水産商工本部 雇用労働課	0952(25)7100
42 長崎県	産業労働部 緊急雇用対策室	095(895)2731
43 熊本県	商工観光労働部 商工労働局 労働雇用課	096(333)2340
44 大分県	商工労働部 雇用・人材育成課 緊急雇用対策班	097(506)3332
45 宮崎県	商工観光労働部 労働政策課 地域雇用対策室	0985(26)7105
46 鹿児島県	商工労働部 雇用労働課	099(286)3028
47 沖縄県	商工労働部 雇用政策課	098(866)2324